

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被扶養者認定については、健康保険法第3条7項、健康保険法施行規則及び関係通達の定めにより対応しております。

このたび、令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえ、被扶養者として届出に係る者が19歳以上23歳未満である場合の収入要件の取り扱いが下記のとおり定められましたので、お知らせいたします。

つきましては、被保険者にご周知いただくとともに、適正な届出にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 被扶養者認定対象者の収入要件について

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とする者について、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこととなります。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、従来どおりとなります。

2 施行日 令和7年10月1日

3 その他（留意点）

被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）は対象となりません。学生であることの要件は求めません。あくまで、年齢によって判断することとなります。その年の12月31日現在の年齢で判定します。

例）2026年8月に19歳の誕生日を迎える場合には、2026年における年間収入要件は150万円未満となります。